七　米穀等の産地情報の伝達に関する命令第一条第二号に掲げる指定米穀等にあっては、記録された産地がその原材料である同号に規定する特定輸入指定米穀等の原産地である旨が分かるように記録すること。

4　第一項第三号に規定する数量の記録の作成は、取引において通常用いている単位で記録することにより行うものとする。

（他の米穀事業者に委託をして米穀等の譲渡しをする場合の読替規定）

第三条　米穀事業者が他の米穀事業者に委託をして米穀等の譲渡しをする場合における米穀等の譲渡しの委託をする米穀事業者についての前二条の規定中「譲渡し」とあるのは「譲渡しの委託」と、これらの規定中「譲渡し」とする。

2　前項に規定する場合における米穀等の譲渡しの受託をする米穀事業者についての前二条の規定の適用については、これらの規定中「譲受け」とあるのは「譲渡しの受託」とする。

（搬出、搬入等の記録の作成方法）

第四条　第一条の規定は、法第五条の規定による記録の作成について準用する。

（搬出、搬入等の記録事項）

第五条　法第五条の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、記録が分類又は整理されており、当該事項が明らかである場合にあっては、第四号及び第六号に掲げる事項に関する記録を作成することを要しない。

一　搬出、搬入、廃棄又は亡失をした米穀等の名称

二　搬出、搬入、廃棄又は亡失をした米穀等の数量

三　搬出、搬入、廃棄又は亡失をした場合であってその年月日が明らかでないときは、時期）

四　搬出又は搬入をした場合（次号に掲げる場合を除く。）にあっては、搬出又は搬入をした事務所等その他の場所

五　他の米穀事業者との間で搬出又は搬入をした相手方の氏名又は名称及び搬出又は搬入をした事務所等その他の場所（記録が分類又は整理されており、搬出又は搬入をした事務所等その他の場所が明らかであるときは、搬出又は搬入をした相手方の氏名又は名称）

六　廃棄又は亡失をした場合にあっては、廃棄又は亡失をした事務所等その他の場所

七　米穀等を廃棄するため、当該米穀等について、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者に引渡しをした場合にあっては、引渡しをした相手方の氏名又は名称

八　搬出、搬入、廃棄又は亡失をした米穀等が用途限定米穀である場合にあっては、その用途

2　第二条第二項及び第四項の規定は、前項の規定による記録の作成について準用する。

（廃棄の記録の作成を要しない場合）

第六条　法第五条ただし書の主務省令で定める場合は、次のとおりとする。

一　残留する農薬についての検査、品位等についての検査その他の検査を行うため、必要最小限の米穀等について廃棄をした場合（一回の検査につき五キログラム以上の米穀等について廃棄をした場合を除く。）

二　一般消費者への販売をした米穀等の売れ残り又は一般消費者への提供をした米穀等の食べ残しについて廃棄をした場合

（記録の保存期間）

第七条　法第六条の主務省令で定める期間は、三年間とする。ただし、次の各号に掲げる米穀等にあっては、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一　品質が急速に変化しやすく加工又は製造後速やかに消費すべき米穀等　三月間

二　記録を作成した日から賞味期限（定められた方法により保存した場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。）までの期間が三年を超える米穀等　五年間

（身分を示す証明書の様式）

第八条　法第十条第一項の立入検査（法第十一条第一項第二号に規定するものに限る。）をする場合における法第十条第二項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

附　則

この省令は、法の施行の日（平成二十二年十月一日）から施行する。ただし、第二条第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年七月一日）から施行する。

別記様式（第8条関係）

表

第　　号
米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律第10条第2項の立入検査をする職員の身分証明書
官　職 氏　名 年　月　日生 年　月　日発行
写　真
発行者名 印
（押出スタンプ）

裏

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（抄）

（報告及び立入検査）

第10条　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、米穀事業者若しくは米穀等の運送業者若しくは倉庫業者に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業場、店舗、倉庫、船舶、車両その他米穀等の販売、加工、製造、提供、輸送若しくは保管の業務に関係がある場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（主務大臣等）

第11条　この法律における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。ただし、酒類の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業に係る事項については、財務大臣とする。

一　第9条第1項の規定による勧告、同条第2項の規定による命令並びに前条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査（第4条又は第8条又は第9条の規定を施行するために行うものに限る。）に関する事項　内閣総理大臣及び農林水産大臣

二　前条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査（前号に掲げるものを除く。）に関する事項　農林水産大臣

2～10　（略）

11　この法律に規定する農林水産大臣の権限及び第8項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

備考　1　用紙の大きさは、日本工業規格Ｂ８とすること。

2　発行者は、財務大臣、国税庁長官、国税局長、沖縄国税事務所長、税務署長、農林水産大臣、地方農政局長又は都道府県知事とする。